

## 第24回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成23年2月16日（水）18：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 委員長挨拶

### 3. 検 討

#### ■ 町民意見公募の提出意見の検討

＝ 町民意見公募の実施によって提出のあった意見について、検討を行った。

#### (1) 「住民投票（第30条）」

##### ① 「永住外国人」

#### 【提出意見内容】

- ◎ 外国人の参政権については、「憲法違反ではないか？」という議論もあり、国政レベルでも未だ結論が出ていない問題である。母国において投票権を保障されている外国人に対して、日本での投票権を付与すれば、権利を二重に付与することになり、その必要性が理解できない。
- ◎ 地域によっては、住民の相当な割合を永住外国人が占めているところもあり、行政に大きな影響を与えている地方公共団体も見られる。
- ◎ 税金を支払うことに対しては、道路・安全・生活インフラ整備などの役務を受けることですでに満たされているのではないか。

#### 【策定委員会意見】

- ≫ 確かに、外国人の参政権については、「日本国籍を有する者が政治に関わるべきだ」という議論はあるが、策定委員会では、「八頭町のまちづくりにおいてはどうか」という観点で検討をしてきた。
- ≫ 「二重に投票権を付与する」といっても、二重にその権利を行使する訳

ではなく、母国と八頭町とではその対象となるものが違うと思う。

- ≫ 外国人の方でも住民であることに変わりはなく、「そういった方の意見を無視することはできないのではないか」といったような「住んでいる地域へのまちづくりへの参画」という観点から考えて、原則 10 年以上在住しておられ、地域との関わりがある程度深いと考えられる永住外国人の方に限って、住民投票への参加権を付与しても良いのではないかと思う。
- ≫ 「選挙権や被選挙権」と「住民投票への参加権」とでは、政治やまちづくりにおけるその意思の取扱いに違いがあると思う。住民投票の結果の取扱いについては、法的拘束力を持つものではなく、町長や議会はそれを最大限に尊重するということになる。事実上の拘束力を全く無視することはできないということもあるが、間接民主制の本来の姿として、最終的には日本国民である町長や議員の判断に委ねるべきであるという考えになるかと思う。

## ②「満 18 歳以上」

### 【提出意見内容】

- ◎ なぜ「16 歳以上」ではいけないのか。16 歳でも就職し、自立している方もおられる。

### 【策定委員会意見】

- ≫ 16 歳の方の中には、働き、自立しておられる方もおられると思うが、現状をみれば、その割合は少なく、学生が大半を占めている。
- ≫ 16 歳の方が精神的に自立しているとはなかなか現実的には考えられない。年齢設定でしか区切りをすることができないため、「満 18 歳以上」という基準にせざるを得ないと思う。

## ③「町政全体に関する重要事項」・「投票権を有する者」

### 【提出意見内容】

- ◎ 定義付けをしておいた方が良いのではないか。

### 【策定委員会意見】

- ≫ 詳細な事項については、「住民投票条例」など個別条例で規定すべき

だと思う。

- ≫ 町民の方に分かり易い内容とするために、逐条解説の中で「『町政全体に関する重要事項』とは、例えば・・・。」といった内容で説明してはどうか。

## (2)「定義（第4条）」

### ①「町民」

#### 【提出意見内容】

- ◎ 「町内で事業若しくは活動を行う団体」とはどういったものか。

#### 【策定委員会意見】

##### <委員長>

= 「町民」の定義の中の「町内で事業若しくは活動を行う団体」とは、町内に事業所がある会社や事務所がある団体、また事務所は町外だが事業や活動は八頭町内でも行っている団体など、八頭町に何かしらの関係がある団体すべてを含むことはこの委員会での共通認識だと思う。

- ≫ 逐条解説の文章で例を挙げるなど、町民の方に分かり易くした方が良いと思う。

##### <委員長>

= 次回、再検討が必要である。

#### 【提出意見内容】

- ◎ 「永住外国人」の定義が必要ではないか。町民には外国人も含まれるのか。

#### 【策定委員会意見】

##### <委員長>

= 「町民」の定義の中の「町内に住み、町内で働き、学び、活動する人」とは、町に住んでいる人はもちろん、町内で働く人や町内の学校に通う人、町内で活動を行う人すべてを含むこととしており、外国人の方も含まれることは、この委員会での共通認識だと思う。

- ≫ 「永住外国人」の定義付けについては、「住民投票」の条文の逐条解説中で説明してはどうか。

## ②「コミュニティ」

### 【提出意見内容】

- ◎ 「地域団体」など分かり易い言葉にしては？

### 【策定委員会意見】

#### <委員長>

＝ 集落、自治会などの地域的なつながりの団体や、NPOやボランティア団体、スポーツグループなどのテーマに基づいた団体など、豊かな地域社会の実現のために自主的、自立的に活動している団体をコミュニティとして定義している。

- ≫ 意見にあるように「地域団体」と定義してしまうと、集落や自治会などの地域的な団体だけを定義しているような誤解を与えてしまうおそれがある。
- ≫ 策定委員会の検討の中でも、町民の方に分かり易く表現するために、コミュニティを日本語で表現することを考えたが、「地域」と「テーマ」の両方を包含して表現できるような適当な言葉がコミュニティ以外に見つからなかった。
- ≫ この自治基本条例で「コミュニティ」と規定することで、コミュニティという言葉が町民の方々に広がっていくことも期待するところだと思う。

## ③「執行機関」・「町」

### 【提出意見内容】

- ◎ 普通「町」と言えば、行政である執行機関を言うのではないか。

### 【策定委員会意見】

- ≫ 確かに、町民の方々にとっては、「町＝役場、行政」というイメージがあろうかと思う。

#### <委員長>

＝ 地方自治法上では、「地方公共団体、つまり町の中に、執行機関と議会

とを置く。」と規定されており、その規定を引用したものですので、ご理解いただくほかないと思う。

#### ④「まちづくり」

##### 【提出意見内容】

◎ 「自治」という言葉にしてはどうか。

##### 【策定委員会意見】

≫ 「自治」と「まちづくり」とは同じ意味であると思う。

≫ 町民の方により分かり易く、身近に感じていただくため、また、参画していただきやすくするために、「自治」という固い言葉ではなく、平仮名でやわらかいイメージをあたえる「まちづくり」という言葉の方が良いと思う。

### (3) その他の条文

#### ①「議会の組織（第17条）」

##### 【提出意見内容】

◎ 定数の事項については別の項とし、町民の意思が反映されるような内容とするべきではないか。

##### 【策定委員会意見】

≫ 「議員の定数」に限らず、議会に関すること全般が重要事項であると思う。

##### <委員長>

= 要は、議員の定数の部分を個別に規定する必要性があるかどうかだと思う。

次回、再検討が必要である。

#### ②「町長のローカルマニフェスト（第31条）」

##### 【提出意見内容】

◎ 「ローカルマニフェスト」という言葉を、「公約」、「政権公約」、「政策目標」など分かり易い言葉にしてはどうか。

#### 【策定委員会意見】

- ≫ 「ローカルマニフェスト」という言葉自体が全国的にも広まっていないことは確かで、町民の方々にも分かりにくい言葉でもあると思う。
- ≫ 意見にあるような、「公約」、「政権公約」、「政策目標」や「政策公約」など、分かり易い言葉を採用する方が良いと思う。

#### <委員長>

= 次回、再検討が必要である。

### ③ 全 般

#### ■ 「・・・努めます。」

##### 【提出意見内容】

- ◎ 議会や町長、行政に係る部分は「・・・します。」や「・・・こととします。」などにした方が良いのではないか。

##### 【策定委員会意見】

- ≫ 将来的な検討事項でもあるが、法的義務を持たない事項を条例で「しなければならない」と明文化することは難しい。
- ≫ 義務化できない部分については、議会や行政の自主性、自律性に任せ、それぞれが役割を自ら考えて行動することを期待したい。

#### ■ 法律との重複

##### 【提出意見内容】

- ◎ 法律として規定してある事項は、条例で規定する事項ではないので、自治基本条例に重複して規定する必要は無いのではないか。

##### 【策定委員会意見】

- ≫ 町民の皆さんにとって馴染みの薄い法律というものではなく、より身近な条例として明文化すること意義があるのではないかと思う。
- ≫ 敢えて条例に規定することで、町民の皆さんはもちろん、議会や行政を含めた町全体の意識付けを行うことができると思う。

## ■ 前文との重複

### 【提出意見内容】

- ◎ 前文は全ての条文にかかるものだが、前文を読めば、この条例がまちづくりの最高規範であることは分かるのではないか。

### 【策定委員会意見】

- ≫ 重要事項であれば、個別条文であっても規定することが必要な場合があるのではないかと思う。

### <委員長>

- = 憲法を見た場合、前文で「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と規定し、改めて個別条文で「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。自治基本条例においても、同じ事が言えると思う。

本条例の前文は、条例制定の目的や決意等を宣言するという目的で設けており、最高規範性についても触れているが、自治基本条例がまちづくりの方向付けの役割をしっかりと果たすために、重要事項である「他の条例や計画等と整合性を図る必要がある」ということを個別条文である最高規範の条文の中でも述べる必要があると思う。

## (4) 条例の名称

### 【提出意見内容】

- ◎ 「まちづくりきらめき条例」などにしてはどうか。

### 【策定委員会意見】

- ≫ 「まちづくり条例」の方が分かり易い言葉だが、最高規範としての意味合いを持たせることも必要ではないかと思う。

### <委員長>

- = 次回、再検討が必要である。

## (5) 文章の表現

### 【提出意見内容】

- ◎ 町民にとって分かり易い文章にした方が良い。ルビをふるなども必要ではないか。
- ◎ 読みやすくするために、重複するような表現、同類語・同義語の二重使用や句読点で対応できるような「かつ」、「及び」などの使用は避けるべきではないか。

**【策定委員会意見】**

- ≫ この条例は、町民の方にとって、分かり易い内容にする必要があり、町外の人が見た場合も同様であると思う。
- ≫ 意見のように、ルビがないと読むことが難しい地名や言葉は、ルビを振ることも必要であると思う。
- ≫ 文章自体を読みやすい表現とすることも必要だが、条文の持つ意味合いが変わってしまっはいけないので、できる範囲で対応してはどうかと思う。

**【提出意見内容】**

- ◎ 町民が「一体感」を持てる内容を盛り込んでほしい。

**【策定委員会意見】**

- ≫ 前文の検討段階で、「八頭町は、郡家町、船岡町、八東町の旧三町が合併し、」といった文言を入れるかどうかの検討をした。
- ≫ 結果としては、そういった表現をすることで、逆に「まだ一つの町になっていないのか」といった感想を持たれることを懸念して、削除した経過があり、表現を変えて、「地域を超え、世代を超えて・・・。」という表現を採用した。

#### 4. その他

■ 次回委員会の開催予定

平成 23 年 2 月 28 日（月） 18:30～20:30

#### 5. 閉 会

以 上。